

仙台市文化財保護条例の一部改正について

1. 改正の理由

博物館法の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正するもの。

2. 改正の概要

仙台市文化財保護条例の第10条第3号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める（「博物館に相当する施設」にかかる条ずれへの対応）。

※別紙の新旧対照表を参照

3. 施行日

令和5年4月1日

仙台市文化財保護条例（昭和三十七年仙台市条例第二十七号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(所在の変更)</p> <p>第十条 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が主催する展覧会その他の催しへの出品のために当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設の設置者（前二号に掲げる者を除く。）</p>	<p>(所在の変更)</p> <p>第十条 指定有形文化財の所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者は、当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者が主催する展覧会その他の催しへの出品のために当該指定有形文化財の所在の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 博物館法（昭和三十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として指定された施設の設置者（前二号に掲げる者を除く。）</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。